

小野交番速報



路上駐車の検挙を開始！！

再三に渡り警告を実施したにも関わらず、今現在も路上駐車されている方が散見されます。

よって、小野交番では

取り締まりを開始しました。

現在、警察官が違反を現認すれば、

放置車両違反

として検挙しています。

また、放置違反に該当しない場合でも路上にマークをし、

保管場所法違反

として検挙する準備を進めています。

心当たりのある方は、今後一切路上駐車をしないようにしてください。

上記違反をした場合は、

放置車両違反反則金：1万5千円～1万8千円

保管場所法違反罰金：3か月以下の懲役or20万円
以下の罰金

となりますので、十分注意してください。

なお、反則金の納付がない場合は車検が受けられなくなる等の制度となっています。

以下の理由には路上駐車の正当性は認められません。

○出勤前に家の近くに持ってきた ○少しの間だけ

○親族・友人等が家に来たが止める場所がなかった

○駐車場の空きがなく、仕方なく路上駐車をした

○私だけではなく、他の人も駐車している